

第1回 麻生区岡上地区住居表示検討委員会（仮称）

次 第

日 時：令和元年9月27日（金） 17時30分から

場 所：岡上公会堂

1 挨拶 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課長

2 議 題

（1）検討委員会の名称について

（2）検討委員会規約について

【資料1】

（3）検討委員会の役員選任について

（4）検討委員会設立のお知らせ（案）について

【資料2-1、2-2】

（5）その他

・次回の議題について

【参考資料1、2】

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当：田中、五味、萩本、平山

電話：200-2736

岡上地区住居表示検討委員会規約（案）

（目的及び設置）

第1条 岡上地区において地域住民等の意見を反映した住居表示事業を実施するため、岡上地区住居表示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （1）住居表示実施に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
- （2）住居表示実施に伴う従来の町の区域の変更に関すること
- （3）その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（組織）

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）実施予定地区の住民組織等の代表者
 - （2）関係地区の住民組織等の代表者
 - （3）その他委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、住居表示実施までの期間とする。
 - 3 委員の退任、変更は委員会の承認を必要とする。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席することによって成立する。
- 3 会議の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。
- 5 委員会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見の照会等を行うことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課が行う。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和元年〇〇月〇〇日から施行する。

規約（案）承認日を記載

大事なお知らせ



岡上地区にお住まいの皆様へ

令和元年 月

各 位

岡上地区住居表示検討委員会
委員長 ○ ○ ○ ○

岡上地区の住居表示実施の検討について（お知らせ）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、現在の住所をよりわかりやすく表示することを目的とした住居表示の実施を検討するため、令和元年9月27日に「岡上地区住居表示検討委員会」を設立しました。

当検討委員会におきましては、住民の皆様から御意見をいただきながら、令和3年度の住居表示の実施に向けて関係機関と協議してまいります。

また、当検討委員会で検討した内容につきましては、改めてお知らせしますので、今後の活動に御理解と御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、住居表示実施にあたっては、官公署が保管している住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、土地・建物登記簿の表題部などの台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービスについては、住所変更の手続きは必要ありませんが、運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、金融機関、生命保険会社等に登録している住所については、住所変更の手続きが必要となります。

また、事業者様におかれましては、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更、労災保険及び雇用保険適用事業主の住所変更等の手続きを行う必要がありますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

<問合せ先>

事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

電話 044(200)2736

岡上地区住居表示検討委員会委員

令和元年9月現在

	氏名	役職	所属
1	宮野 敏男		岡上町内会
2	吉村 博孝		
3	海老沢 隆		
4	梶 久夫		
5	中川 孝司		
6	宮野 勉		
7	二宮 弘史		岡上西町会
8	岩田 昇		
9	甲田 文穂		
10	花井 淳子		
11	森田 裕子		

順不同・敬称略

大事なお知らせ

(案)

【資料2-2】



令和元年 9月

岡上地区にお住まいの皆様へ

各 位

岡上地区住居表示検討委員会
委員長 ○ ○ ○ ○

岡上地区の住居表示実施の検討について（お知らせ）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、現在の住所をよりわかりやすく表示することを目的とした住居表示の実施を検討するため、令和元年9月27日に「岡上地区住居表示検討委員会」を設立しました。

当検討委員会におきましては、住民の皆様から御意見をいただきながら、令和3年度の住居表示の実施に向けて関係機関と協議してまいります。また、当検討委員会で検討した内容につきましては、改めてお知らせしますので今後の活動に御理解と御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、住居表示実施にあたっては、官公署が保管している住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票(印鑑証明書)、土地・建物登記簿の表題部などの台帳及び東京電力、東京ガス、水道などの公共サービスについては、住所変更の手続きは必要ありませんが、運転免許証、土地・建物の不動産登記物件の所有者、金融機関、生命保険会社等に登録している住所については、住所変更の手続きが必要となります。

また、事業者様におかれましては、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更、労災保険及び雇用保険適用事業主の住所変更等の手続きを行う必要がありますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

<問合せ先>

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 044-200-2736